

## 岡山市立岡山中央中学校P T A 慶弔規定

生徒・P T Aに関する慶弔規定は次のとおりとする。

### 1. 生徒の場合

- (1) 死亡 10,000円  
会葬：本会役員・本校職員・生徒会役員・学級生徒及び希望する生徒
- (2) 傷病・災害 5,000円（入院1ヵ月を基準とする）

### 2 生徒の保護者の場合

- (1) 死亡 10,000円  
会葬：本会役員・本校職員代表・生徒会及び学級代表
- (2) 災害 5,000円

### 3 教職員の場合

- (1)・本人死亡 10,000円  
・家族死亡（配偶者，子ども）5,000円  
（花輪または香料）
- (2) 傷病・災害 5,000円（入院1ヵ月を基準とする）

### 4 その他特別の場合，会長・副会長でその都度，協議する。

### 5 付記

- (1) 平成11年4月1日 制定  
平成26年5月7日 改定
- (2) P T Aによって行った慶弔・見舞金に対しては，返しは一切しない。
- (3) 葬儀が岡山市外で行われるときは，弔電をもって参列に代えることができる。
- (4) P T A会費中より慶弔費を支出するので，P T Aならびに生徒個人からの集金は行わない。
- (5) 平成30年5月29日改定

## 岡山市立岡山中央中学校P T A旅費規定

旅費規定は次のとおりとする。

- 1 本校等から受講案内があり，総務部会から出席要請を行った研修会等の参加は，岡山市外の場合一回1,000円，岡山市内の場合（ただし，学区外）一回500円を支給する。
- 2 支給対象は，原則P T A役員とするが，状況により役員以外の保護者に出席依頼をした場合も含む。
- 3 この規定は，平成11年4月 1日に制定した。  
平成26年5月 7日に改定  
平成28年5月18日に改定